

国立大学法人東京学芸大学年俸制給与に関する規則

平成27年1月1日

規則第13号

改正（施行）平31則11(31. 2. 7)

令3則23(3. 6. 28)

令6則21(6. 4. 1)

令8則17(8. 4. 1)

令8則21(8. 7. 1)

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人東京学芸大学職員給与規則（平成16年規則第8号。以下「給与規則」という。）第3条第4項、第12条第2項及び第13条第5項並びに国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則（平成16年規則第20号。以下「有期雇用職員就業規則」という。）第26条第4項の規定に基づき、年俸制給与について必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 年俸制の適用を受ける職員（以下「年俸制適用職員」という。）は、次の各号に定める者とする。

(1) 国立大学法人東京学芸大学職員就業規則（平成16年規則第5号）第3条に規定する職員のうち、役員会の定めるところにより年俸制によることとされた者

(2) 有期雇用職員就業規則第3条第1号から第4号及び第7号に規定する有期雇用職員のうち、役員会の定めるところにより年俸制によることとされた者

（給与の区分、計算期間）

第3条 年俸制適用職員の給与は、基本年俸、業績・成果手当及び諸手当とする。

2 基本年俸の計算期間は、4月1日から翌3月31日までの1年度とする。

（基本年俸）

第4条 年俸制適用職員の基本年俸は、別表第1の基本年俸俸給表に定める号俸により決定する。

2 年俸制適用職員の基本年俸は、別表第1に掲げる基本年俸額に応じ、その12分の1の額を別表第1に定める支給月額（以下「支給月額」という。）として支給する。

3 在職期間が計算期間において1年に満たない場合における基本年俸は、前項の支給月額を当該在職期間に応じた額で支給する。

（諸手当）

第5条 諸手当は、通勤手当、超過勤務手当、特殊勤務手当及び外部資金獲得手当とし、別表第2の職名欄の区分に応じそれぞれ同表の諸手当の種類欄に定める諸手当を支給することができる。

2 前項の諸手当は、給与規則第23条、第25条、第33条及び第35条の2の規定をそれぞれ適用し、又は準用し、支給する。

3 第1項の諸手当（外部資金獲得手当を除く。）の計算期間については、給与規則第12条第1項の規定を適用し、又は準用する。

（給与の支給日）

第6条 支給月額及び通勤手当は、毎月21日に支給するものとする。ただし、21日が国立大学法人東京学芸大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（平成16年規則第15号。以下「勤務時間規則」という。）第5条第1項に規定する休日（以下第1項において「休日」という。）に当たる場合は、その直前の休日でない日を支給日とする。

2 特殊勤務手当及び超過勤務手当の支給日は翌月の21日とし、前項の規定に準じて支給する。

3 外部資金獲得手当の支給日は3月10日（その日が日曜日に当たるときは前々日、土曜日に当たるときは前日）とする。

（日割計算）

第7条 新たに年俸制適用職員となった者には、その日から支給月額を支給する。

2 年俸制適用職員が退職（死亡による退職を除く。）したときは、その日まで支給月額を支給する。

3 年俸制適用職員が死亡したときは、その月分の支給月額の全額を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により支給月額を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その支給月額は、その月の現日数から勤務時間規則第5条の規定による休日（同規則第6条から第8条の規定により休日とされた日を含む。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（号俸の決定）

第8条 年俸制適用職員の基本年俸の号俸は、別表第3の区分に応じそれぞれ同表に定める上限号俸から下限号俸の範囲内で決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、役員会の承認を得た場合には、別表第1に定める号俸の最高の号俸を超える額を支給すること又は別表第3に定める上限号俸から下限号俸の範囲によらず号俸を決定することができる。

3 前2項で決定した号俸は、基本年俸の計算期間の途中において改定しない。ただし、昇任等の場合及び勤務実績、本学の財政状況等を勘案し必要と認められる場合には号俸を改定することができる。

（業績・成果手当）

第9条 業績・成果手当は、業績、成果、能力又は成果の向上に貢献した等の実績に応じて別表第4の職名の区分に応じそれぞれ同表の月額に定めるところにより支給することができるものとし、支給日については第6条第1項の規定を準用する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第10条 1時間あたりの給与額については、支給月額と業績・成果手当の合計額を1年

間における1月平均所定勤務時間で除して得た額とする。

(その他)

第11条 年俸制適用職員の給与に関する事項については、この規則に定めるもののほか、給与規則の規定を適用し、又は準用する。

2 特別の事情によりこの規定によることができない場合又はこの規定によることが著しく不相当であると学長が認める場合は、別段の取り扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則 (令3則23)

この規則は、令和3年6月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表第1 基本年俸給表 (第4条関係)

号俸	基本年俸額 (円)	支給月額 (円)
1	2,400,000	200,000
2	3,000,000	250,000
3	3,600,000	300,000
4	4,200,000	350,000
5	4,800,000	400,000
6	5,400,000	450,000
7	6,000,000	500,000
8	6,600,000	550,000
9	7,200,000	600,000
10	7,800,000	650,000
11	8,400,000	700,000
12	9,000,000	750,000
13	9,600,000	800,000
14	10,200,000	850,000
15	10,800,000	900,000
16	11,400,000	950,000
17	12,000,000	1,000,000
18	12,600,000	1,050,000
19	13,200,000	1,100,000
20	13,800,000	1,150,000
21	14,400,000	1,200,000

22	15,000,000	1,250,000
23	15,600,000	1,300,000

備考 任期付附属学校運営参事及び職員の各職のうち管理職相当の者に支給する基本年俸には、給与規則第17条に規定する管理職手当相当額を含むものとする。

別表第2 諸手当（第5条関係）

職名	諸手当の種類
教授 准教授 講師 助教	通勤手当，特殊勤務手当，外部資金獲得手当，超過勤務手当
特定研究員	通勤手当，外部資金獲得手当，超過勤務手当
任期付附属学校運営参事	通勤手当
職員の各職	通勤手当，特殊勤務手当，超過勤務手当

備考 職員の各職のうち管理職相当の者には、超過勤務手当は支給しない。

別表第3 上限号俸及び下限号俸表（第8条関係）

区分	上限号俸	下限号俸
教授	23	5
准教授	21	3
講師	19	3
助教	17	1
特定研究員	17	1
外国人研究員	15	1
任期付附属学校運営参事	23	5
職員の各職	19	1

備考 教授，准教授，講師，助教には任期法による任期付大学教員を含むものとする。

別表第4 業績・成果手当（第9条関係）

職名	業績・成果手当の月額	
教授，准教授，講師， 助教	10,000円から300,000円まで	10,000円単位で支給する。
上記以外の職員	5,000円から300,000円まで	5,000円単位で支給する。